

# 総社市立昭和五つ星学園義務教育学校 いじめ防止基本方針

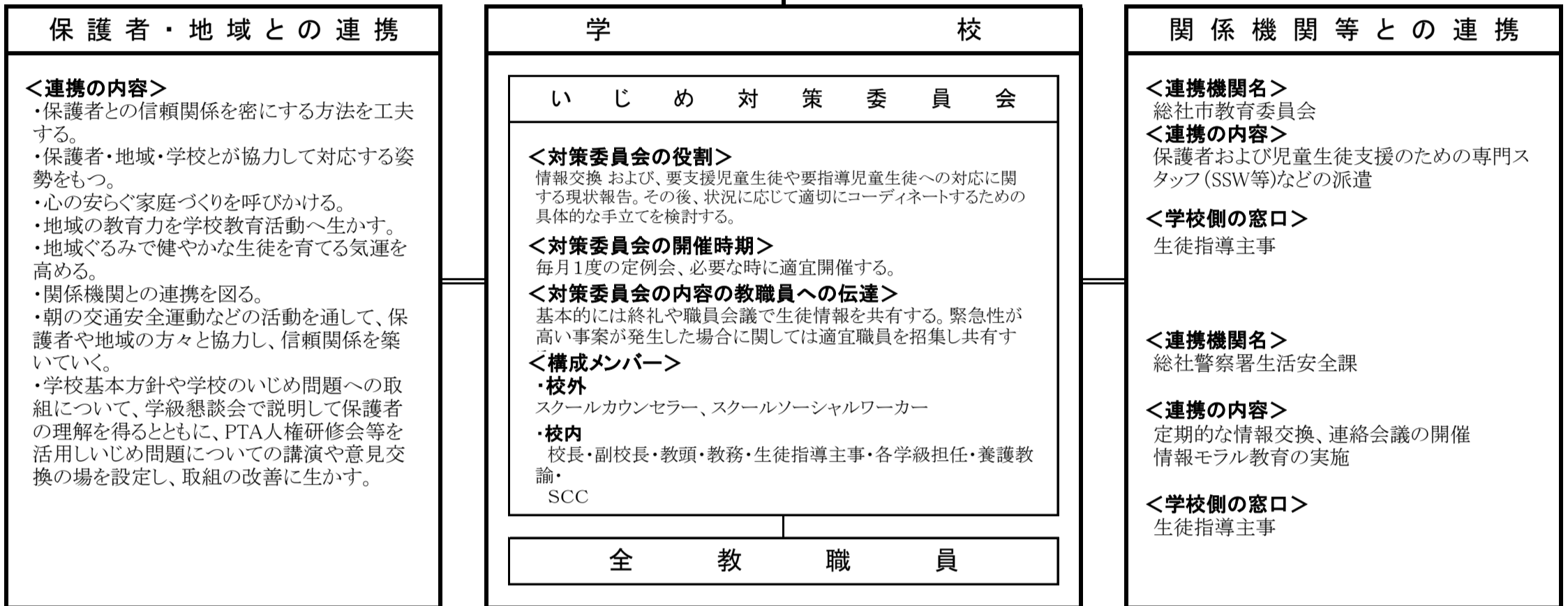
令和8年4月 改定

## いじめに関する現状と課題

- ・深刻ないじめ問題は起こっていないが、アンケートの結果やアセスの調査から、学級の中で、人間関係づくりがうまくできない児童生徒が各学年数名見られる。
- ・SNSやインターネットに関わるトラブルへの対応等を含む情報モラル教育の充実や友達関係の固定化や変化による、言葉遣いや挨拶などのコミュニケーションにおける人との関わり方が課題である。
- ・SELで学んだ気持ちの伝え方や問題の解決方法などを日常生活に生かせるようにしたい。
- ・いじめはどの児童にも起こりうる問題であると考え、教職員間で共通理解を図り、保護者・地域とも連携して子ども達の心に根ざした真摯な対応をする必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題である。
  - (2) 「だれもが行きたくなくなる学校づくり」(ピア・サポートやSEL、PBIS等を柱としたプログラム)の実践により、いじめ問題の解決を図る。
  - (3) いじめ防止の対策として校内指導体制を確立し、未然防止・早期発見・いじめへの対処・家庭や地域との連携・関係機関との連携を行う。
  - (4) 児童生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるよう、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができる学校づくりを行う。
- 【重点となる取り組み】
- ・定期的なアンケートの実施
  - ・SEL、品格教育、PBISの実施
  - ・児童会や生徒会による児童生徒の自主的な活動の実施
  - ・学年担任制の導入による、相談体制の充実(6-9フロンティアキャンパス)
  - ・「人権週間」や「いじめについて考える週間」において、人権やいじめについて考える機会とし、主体的に問題解決に向けて行動しようとする意識の高揚を図る。(1-5アクティブキャンパス)



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未然防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒同士の人間関係づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報モラルの学習を含めたSELの工夫を行う。</li> <li>イ 楽しい学級づくりを目指す。</li> </ul> </li> <li>(2) 児童生徒の自尊感情を育成する取組の工夫             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 委員会活動・係活動・行事等で、達成感をもたせる工夫を行う。</li> <li>イ ピア・サポートやボランティア活動の工夫を行う。</li> <li>ウ 人権週間の取り組みを行う。</li> </ul> </li> <li>(3) 情報交換(報告、連絡、相談、確認)             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。</li> <li>イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。</li> </ul> </li> </ol>
② 早期発見	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教員と児童生徒のよりよい人間関係づくり(児童生徒理解)             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 心のゆとりと温かいまなざしをもつ。</li> <li>イ 児童生徒と接する機会を多く設ける。</li> <li>ウ 声掛け(話し掛け方、指導の仕方に工夫)を行う。</li> </ul> </li> <li>(2) 情報交換(報告、連絡、相談、確認)             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。</li> <li>イ 小さなことでも早めに情報交換を行う(職員朝礼、終礼など)。</li> </ul> </li> <li>(3) 観察活動の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 授業中・給食・休憩時などに生徒の様子を観察</li> <li>イ 定期的にアンケートを実施する。</li> <li>ウ 担任が児童や保護者一人一人と教育相談や懇談できる時間を確保し、児童の様子を把握する。</li> </ul> </li> </ol>
③ いじめへの対処	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報交換(報告、連絡、相談、確認)             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。</li> <li>イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。</li> <li>ウ いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> </li> <li>(2) 関係機関との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校で適切な指導・対処を行ったうえで協議し、必要がある場合は関係機関と連携し、いじめ根絶に向けてより専門的な観点からアプローチしていく。</li> </ul> </li> <li>(3) 被害者児童生徒の保護             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害者児童生徒がその後の学校生活を安心して送れるように、指導が終わった後も継続して見守りを行う。</li> </ul> </li> <li>(4) 加害者児童生徒への指導             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 加害者児童生徒が自分の過ちに気付くことができるよう、教職員全体で多様な観点からアプローチを行う。</li> <li>イ いじめは絶対に許されることではないということを理解し、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul> </li> </ol>